

第4回高梁市議会(臨時)議案目録

議案番号	件名	結果	頁
同意第2号	高梁市副市長の選任について		3
同意第3号	高梁市固定資産評価員の選任について		7

高梁市副市長の選任について

高梁市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	丹 正 鎮 夫	

令和5年7月27日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

副市長の選任について、議会の同意を求めるため。

(参考)

地方自治法（抜すい）

（副知事及び副市町村長の選任）

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び副市町村長の任期）

第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

高梁市固定資産評価員の選任について

高梁市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	丹 正 鎮 夫	

令和5年7月27日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

固定資産評価員の選任について、議会の同意を求めるため。

(参考)

地方税法（抜すい）

（固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3・4 略

（固定資産評価員の兼職禁止等）

第406条 固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国会議員及び地方団体の議会の議員
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 固定資産評価審査委員会の委員

2 略